

○浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則

平成23年6月24日

浜松市規則第45号

改正 令和3年3月24日浜松市規則第17号

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年浜松市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(産業廃棄物の発生量が小規模な事業場)

第2条 条例第8条第1項の規則定める事業場は、直前5年間の産業廃棄物の平均的な発生量が年間10トン未満であって、かつ、直前5年間の特別管理産業廃棄物の平均的な発生量が年間0.5トン未満である事業場とする。

(産業廃棄物管理責任者等の設置等の報告)

第3条 条例第8条第5項及び第9条第1項の規定による報告は、産業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の産業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書（条例第8条第5項の規定による報告（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を産業廃棄物管理責任者とする場合の報告に限る。）及び条例第9条第1項の規定による報告に係るものに限る。）には、当該設置又は変更に係る者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の17に規定する資格を有することを証する書類の写しを添付しなければならない。

3 条例第8条第6項及び第9条第2項の規定による報告は、産業廃棄物管理責任者等廃止報告書（第2号様式）により行わなければならない。

(確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

(1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であって、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき。当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下「運搬が行われる施設」という。）

(2) 産業廃棄物の処分を委託しようとするとき。 当該委託に係る処分が行われる施設  
(当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下同じ。)

2 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設における産業廃棄物の  
処理の状況

(確認に係る記録)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第2項各号に掲げる事項

(2) 確認を行った年月日

(3) 確認を行った者の氏名

(継続的委託)

第6条 第4条第1項の規定は、条例第10条第3項の規定による確認について準用する。

この場合において、第4条第1項第1号中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、「委託を受けようとする」とあるのは「委託を受ける」と、「が行われる施設」とあるのは「の実施に係る施設」と、同項第2号中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、「が行われる施設」とあるのは「の実施に係る施設」と読み替えるものとする。

2 条例第10条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況

(2) 当該委託に係る運搬の実施に係る施設又は処分の実施に係る施設の状況

(3) 当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況

3 前条の規定は、条例第10条第4項において準用する同条第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第1号中「前条第2項各号」とあるのは、「第6条第2項各号」と読み替えるものとする。

(事前協議)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者等（条例第13条第1項の事業者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 県外産業廃棄物（条例第13条第1項の県外産業廃棄物をいう。以下同じ。）を生

じる事業場の名称及び所在地

- (3) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工事（法第21条の3第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の現場である場合にあっては、当該建設工事の注文者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (4) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
  - (5) 県外産業廃棄物の搬入期間
  - (6) 県外産業廃棄物を搬入する理由
  - (7) 県外産業廃棄物を生じた施設の排出工程
  - (8) 県外産業廃棄物の搬入を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (9) 県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (10) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分が行われる施設の設置場所
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第13条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 法第12条第5項の最終処分をするために搬入しようとする場合 1年
  - (2) 前号の最終処分以外の処分をするために搬入しようとする場合 3年
- 3 条例第13条第2項の協議書の様式は県外産業廃棄物搬入処分協議書（第3号様式）とし、同項の規則で定める図書は次に掲げる図書とする。
- (1) 県外産業廃棄物を生じる事業場における事業活動の概要が分かる書類
  - (2) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工事の現場である場合にあっては、当該建設工事の請負について注文者との間で締結した契約書の写し
  - (3) 県外産業廃棄物（市長が別に定めるものに限る。）について、条例第13条第2項の協議書を提出する日前1年以内に市長が別に定める項目の分析を行った結果を証する書類の写し
  - (4) 県外産業廃棄物の写真
  - (5) 市内処分業者（条例第13条第1項第1号の市内処分業者をいう。以下同じ。）に県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、当該処分の委託について市内処分業者との間で締結した契約書の写し
  - (6) 県外産業廃棄物の搬入又は処分を行う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は

特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書  
(協議を要しない変更)

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者等の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (2) 県外産業廃棄物を生じる事業場の名称又は所在地（当該事業場を変更する場合における名称又は所在地を除く。）
- (3) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工場の現場である場合における当該建設工場の注文者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (4) 県外産業廃棄物の搬入期間の開始日（開始日を繰り上げる場合であつて、搬入期間が延長されることがないように搬入期間の終了日を繰り上げる場合に限る。）
- (5) 県外産業廃棄物の搬入を行う者
- (6) 県外産業廃棄物の搬入を行う者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該搬入を行う者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）
- (7) 県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該県外産業廃棄物の処分を行う者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）
- (8) 県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所（当該施設を変更する場合における設置場所を除く。）

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物の種類の減少（新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。）
  - (2) 県外産業廃棄物の数量の減少
  - (3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮（搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げる場合を除く。）
- (変更の協議)

第9条 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項の協議書の様式は県外

産業廃棄物搬入処分変更協議書（第4号様式）とし、同項の規則で定める図書は第7条第3項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものとする。

（変更の届出）

第10条 条例第14条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 第8条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更をしようとする日の15日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 変更をしようとする日

2 条例第14条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

(1) 第8条第1項第4号に掲げる事項の変更をしようとする場合 県外産業廃棄物搬入期間開始日繰上届（第5号様式）

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 県外産業廃棄物搬入処分協議事項変更届（第6号様式）

（搬入の状況の報告等）

第11条 条例第16条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に市内の処分が行われる施設に搬入した県外産業廃棄物について、県外産業廃棄物搬入状況報告書（第7号様式）又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして市長が定めるものをいう。以下同じ。）により行わなければならない。

（処理状況の報告）

第12条 条例第18条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式又は当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行わなければならない。

(1) 法第14条第12項の産業廃棄物収集運搬業者又は法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬状況報告書（第8号様式）

(2) 法第14条第12項の産業廃棄物処分業者又は法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書（第9号様式）

(維持管理に関する基準)

第13条 条例第21条第1項の規則で定める生活環境の保全上必要な基準は、次に定める基準（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設にあっては第2号及び第3号に定める基準、産業廃棄物の積替え又は保管（以下「積替保管」という。）を行う施設にあっては第3号に定める基準）とする。

- (1) 省令第12条の6及び第12条の7に定める維持管理の技術上の基準
- (2) 見やすい箇所に次に掲げる事項を記載した縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設けること。
  - ア 産業廃棄物を処理する施設であること。
  - イ 処理の方法
  - ウ 処理する産業廃棄物の種類
  - エ 設置者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める生活環境の保全上必要な基準  
(施設の公表)

第14条 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌に係る測定に関する次に掲げる事項
    - ア 当該測定を行った位置
    - イ 当該測定を行った年月日
    - ウ 当該測定の結果の得られた年月日
    - エ 当該測定の結果
  - (2) 処理した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量及び処理方法（産業廃棄物の積替保管を行う施設を除く。）
  - (3) 積替保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類、数量及び運搬先での処理方法（産業廃棄物の積替保管を行う施設に限る。）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録
- 2 設置事業者は、前項に規定する事項について、当該事実が発生した日（前項第1号に掲げる事項にあっては、当該測定の結果の得られた日）の属する月の翌月の末日までに公表し、かつ、公表した日から起算して3年を経過する日までの間、公表するよう努めなければならない。

(公表の方法)

第15条 条例第25条第1項及び第26条の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第16条 条例第28条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第10号様式）とする。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日浜松市規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

産業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書

産業廃棄物管理責任者・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更をしたので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第8条第5項・第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

事業場の名称	
事業場の所在地	
責任者の種類	1 産業廃棄物管理責任者 2 特別管理産業廃棄物管理責任者 3 1と2の両方
責任者の氏名等	役職名・呼称
	氏名
設置又は変更の理由	
責任者の設置又は変更の年月日	年 月 日

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

産業廃棄物管理責任者等廃止報告書

産業廃棄物管理責任者・特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなったので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第8条第6項・第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

事業場の名称	
事業場の所在地	
責任者の種類	1 産業廃棄物管理責任者 2 特別管理産業廃棄物管理責任者 3 1と2の両方
責任者の氏名	
責任者の設置年月日	年 月 日
責任者を置くことを要しなくなった理由	
責任者を置くことを要しなくなった年月日	年 月 日

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

協議者

氏名(名称及び代表者氏名)

県外産業廃棄物搬入処分協議書

県外産業廃棄物の搬入及び処分をしたいので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり協議します。

記

県外産業廃棄物を生じる事業場	名称		
	所在地		
注文者	氏名又は名称及び代表者氏名		
	住所又は所在地		
搬入しようとする県外産業廃棄物	種類	数量(m <sup>3</sup> 又はt)	処分の方法
		( /月)	
		( /月)	
		( /月)	
		( /月)	
		( /月)	
		( /月)	
		( /月)	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
搬入する理由			

県外産業廃棄物の排出工程		
搬入を行う者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
	許可番号	
	積替保管を行う施設の経由の有無	有 ・ 無
処分を行う者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
	許可番号	
処分が行われる施設	名称	
	所在地	
担当者職氏名		
連絡先	電話番号	

- 備考 1 「注文者」の欄は、県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工場の現場である場合のみ記入すること。
- 2 「数量」の( )内には、月間処分量を記載すること。
- 3 最終処分場への搬入の場合は、「数量」はm<sup>3</sup>で記載すること。
- 4 搬入を行う者が複数の場合は、別紙として添付すること。
- 5 「許可番号」の欄には、搬入を行う者又は処分を行う者が産業廃棄物処理業の許可業者である場合に、その許可番号を記載すること。
- 6 「積替保管を行う施設の経由の有無」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

協議者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

県外産業廃棄物搬入処分変更協議書

県外産業廃棄物の搬入及び処分について協議した事項を変更したいので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり協議します。

記

協議結果通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

県外産業廃棄物搬入期間開始日繰上届

県外産業廃棄物の搬入期間の開始日を変更するので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

協議結果通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号				
搬入期間の開始日	変更前	年 月 日			
	変更後	年 月 日			
変更後の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで				

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

県外産業廃棄物搬入処分協議事項変更届

県外産業廃棄物の搬入及び処分について協議した事項を変更するので、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

協議結果通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

県外産業廃棄物搬入状況報告書

浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第16条の規定により、 年度の県外産業廃棄物の搬入状況を次のとおり報告します。

記

県外産業廃棄物を生じる事業場	名称	
	所在地	
協議結果通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
処分を行う者	氏名又は名称及び代表者氏名	
	許可番号	
処分の方法	中間処分 ・ 最終処分	
処分が行われる施設の名称		
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
産業廃棄物の種類	数量(m <sup>3</sup> 又はt)	搬入を行った者の氏名又は名称及び代表者氏名

- 備考 1 産業廃棄物の処分が行われる施設が複数の場合には、施設ごとに提出すること。  
2 「許可番号」の欄には、処分を行う者が産業廃棄物処理業の許可業者である場合に、その許可番号を記載すること。  
3 「処分の方法」の欄は、該当する方法を○で囲むこと。  
4 最終処分場への搬入の場合は、「数量」はm<sup>3</sup>で記載すること。

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬状況報告書( 年度)

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬の状況について、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

許可の種類 産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委託者			許可年月日		許可番号				
	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量 (t又はm <sup>3</sup> )	氏名又は名称	住所又は所在地	運搬先住所	運搬先での 処分方法	引渡数量 (t又はm <sup>3</sup> )	備考	

- 備考 1 この報告書は、前年度(4月1日から翌年の3月31日まで)に処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量を記載し、6月30日までに提出すること。  
2 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受け、実際に運搬したものについてのみ記載すること。  
3 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者 氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書( 年度)

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分の状況について、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	処分方法	処分量(t)	処分後量(t)	委託者					受託者					
				許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量(t)	備考	許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	委託量(t)	備考	
合 計														

- 備考 1 この報告書は、前年度(4月1日から翌年の3月31日まで)に処理した産業廃棄物について記載し、6月30日までに提出すること。  
2 委託者欄には、報告者に処分を委託した者を記載すること。  
3 受託者欄には、報告者から処分の委託を受けた者を記載すること。  
4 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。  
5 産業廃棄物処理施設ごとの処分実績については、別紙に記載し添付すること。

別紙

産業廃棄物処理施設における処分実績報告書( 年度)

産業廃棄物 処理施設の 種類	当該処理施設での処分				当該処分後の産業廃棄物の処理						
	処分前の産 業廃棄物の 種類	処分量 (t)	処分後の 産業廃棄 物の種類	排出量 (t)	自己処分			委託処理			
					処分場所	処分方法	処分量 (t)	収集運搬受託者 氏名又は名称	処分受託者		
								氏名又は名称	氏名又は名称	処分方法	委託量 (t)
合 計											

- 備考 1 前年度(4月1日から翌年の3月31日まで)に処理した産業廃棄物について記載し、6月30日までに提出すること。  
 2 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

第10号様式(第16条関係)

第	号
身分証明書	
所属	
氏名	
生年月日	
上記の者は、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第28条第1項に規定する立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
浜松市長	
印	

注 大きさは、縦6センチメートル、横8センチメートルとする。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第7条関係）

（令3規則17・一部改正）

第4号様式（第9条関係）

（令3規則17・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第16条関係）